

原子力災害からの福島復興再生協議会  
議事録

復興庁

# 原子力災害からの福島復興再生協議会 議事次第

日 時：平成31年3月30日（土）10:00～

場 所：ザ・セレクトン福島

1. 開会、挨拶
2. 国からの説明
3. 県からの説明
4. 意見交換
5. 閉会

○浜田復興副大臣 それでは、ただ今より、「第18回原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日司会を務めます、復興副大臣の浜田でございます。

まず会議の開催に当たり、議長であります渡辺復興大臣から皆様に御挨拶を申し上げます。

○渡辺復興大臣 復興大臣の渡辺博道でございます。

本日は、お忙しい中、このように皆様から御参集を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。座ってお話しをさせていただきます。

東日本大震災から、そして、東京電力福島第一原発事故から丸8年が経過しました。避難指示が解除された地域においては、地元での小中学校の再開、医療機関の開設といった、生活環境の整備が進められています。また、帰還困難区域においても、6町村全ての特定復興再生拠点の除染等の事業が始まるなど、避難指示解除に向けた取組が進んでいます。このように福島の復興・再生の動きは、一步一步であります、着実に進んでいます。

一方で、いまだに多くの方々が避難生活を余儀なくされております。発災から時間が経過し、被災者の方々や被災地の置かれた状況が多様化する中、被災地に寄り添い、被災地の実情に応じて、きめ細かく対応していく必要がございます。このたび、復興・創生期間が3年経過する中、復興施策の進捗状況等を踏まえ、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を見直ししたところでございます。

本日、お集まりをいただきました、知事様を始め市町村長様からの要望も踏まえて、被災自治体や被災者の方々が安心できるように、初めて、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示したところでございます。

福島の本格的な復興・再生に向けては、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業者・農林漁業者の再建、風評払拭・リスクコミュニケーションなど、復興・創生期間後も幅広く対応していくことが必要でございます。

さらに後継組織については、復興庁と同じような司令塔として、各省の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップのもとで復興を成し遂げるための組織を置くこととしました。今後、この基本方針に沿って、皆様方からの要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるような組織等の検討を進めてまいりたいと存じます。

本日は、復興施策について、幅広く忌憚のない御意見をよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○浜田復興副大臣 続きまして、世耕経済産業大臣から御挨拶を申し上げます。

○世耕経済産業大臣 おはようございます。経産大臣の世耕弘成でございます。

本日は、朝から御参集いただきまして、ありがとうございます。

私も経産大臣就任以来、毎回、この協議会には出席させていただいておまして、今回、5回目ということですから皆様と顔見知りになっておまして、今日は皆様と共に福島

の復興に向けた議論を深めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。座ってお話しをさせていただきます。

東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策も含めました福島の復興は、経産省にとっても最重要課題でございます。廃炉・汚染水対策につきましては、昨年、3年半ぶりに受け入れられましたIAEAによるレビューミッションから、緊急事態から安定状態への移行が達成されたという評価を頂きました。まだまだではありますけれども、一步ずつ着実に前進はしてきていると思っております。また、先月実施されました2号機の内部調査では、燃料デブリと思われる堆積物をロボットアームで掴んで動かせるということが確認できました。燃料デブリの取り出しに向けた大きな最初の一步を踏み出すことができたんだなと思ひます。

ALPS処理水については、関係者の皆様への御説明の機会を設けながら、引き続き、国の小委員会でも、技術的観点だけではなくて、社会的観点も含めた検討を丁寧に行きたく思ひます。

これら廃炉・汚染水対策は、世界に前例のない困難な取組であります。3号機の使用済み燃料の取り出しが予定より少し遅れているなど、様々な課題も次々と出てきているわけでありまして、国も前面に立って、安全かつ着実に取り組んでまいりたいと思ひます。

避難指示の解除につきましては、今月26日、全町避難が続いておりました大熊町について、一部地域を4月10日に解除することについて、福島県とともに合意をさせていただきました。同様に全町避難が続いています双葉町においても、一部地域の解除を目指して、産業団地の整備等が進んでおります。今後とも、町、当局の考えをよく伺って進んでいきたいと思ひます。この解除は復興の第一歩でありまして、関係省庁とも連携をして、引き続き、町の復興にしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

今後の本格的な復興に向けては、生活の再建、産業の復興が重要だと思ひます。官民合同チームを通じた事業・なりわいの再建と福島イノベーション・コースト構想の実現による産業の復興をしっかりと進めてまいりたいと思ひます。

昨年8月のこの場で、内堀知事から「福島イノベーション・コースト構想の将来のビジョンを」という御提案をいただきました。その場で私からも、浜通り地域の自立的・持続的産業発展の青写真を描きたいということをお願いさせていただきました。その後、事務方から我々で検討を進めました青写真の骨子案の説明をさせていただきたいと思ひますが、大きくポイントは3つあると思ひます。

第一点は、あらゆるチャレンジが可能な地域にするということでありまして。昨年12月に、福島ロボットテストフィールドで、いわゆるプラントにおける災害対応で、今後、活躍が見込まれるロボットの実証実験の視察をいたしました。その周辺では、国内最先端のドローン実証が行われるなど、地域全体がロボット、ドローンの社会実装を進めるフィールドに育ちつつあることを実感いたしました。様々な分野でイノベーションにつながる新たなチャ

レンジを、浜通り地域に呼び込んでいきたいと思っています。

二点目は、地域の企業が主役になるということであります。水素、再エネ、ロボットなど、最先端分野で活躍する地元企業だけではなくて、企業の進出に伴って必要となる、お弁当とか制服とかといったアナログなサービスも重要だと思っています。制服、給食だけではなくて、宿泊、飲食といった点で、地元企業に幅広く経済効果が波及する姿を目指していきたいと思っています。

三点目は、人材育成であります。会津大学の学生が昨年のワールドロボットサミットの災害対応部門で優勝するなど、地域の人材が育ちつつあると思っています。将来の産業を担う地域の若者、子どもたちをしっかりと育てていくことも重要だと考えています。

今後、県、市町村、関係機関の皆様とともに、この青写真の検討と具体化をさらに進めてまいりたいと思っています。引き続き、福島の日も早い復興・再生に向けて、住民の皆様へ寄り添いながら、全力で取り組んでまいりたいと思います。本日は、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○浜田復興副大臣 続きまして、原田環境大臣から御挨拶を申し上げます。

○原田環境大臣 おはようございます。環境大臣の原田義昭でございます。

私は、昨年の秋に着任いたしまして、本日7回目の福島訪問でございます。発災から8年が経ちましたが皆様がいかにご苦労されているか、しっかり努力しなければならない、という気持ちであります。安倍総理の、常々、福島の復興なくして日本の再生はないんだ、という指示に基づきまして、環境省は環境省としてしっかりやりたいなと思っています。本日は、よろしくお願いいたします。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、皆様の御協力がございまして、3月26日時点で、今年度の目標としていた180万立方メートルの輸送を達成したところであります。引き続き、安全第一を旨としつつ、除去土壌等の輸送を進めてまいります。県外最終処分に向けた除去土壌の再生利用についても、国民の皆さんの安心につながるよう、再生利用の必要性や放射線に係る安全性について、丁寧な説明に努めながら取組を進めてまいります。

また、特定廃棄物の埋立処分についても、情報発信施設の活用等を通じて、地元の方々の安心の確保に努めながら、引き続き、安全を第一に事業を進めてまいります。

帰還困難区域における復興再生拠点区域の整備については、6町村の全てで家屋等の解体、除染を実施しているところでございます。引き続き、計画に沿って着実に取組を進めてまいります。

加えて、放射線に係る住民の健康管理や健康不安への対策についても、住民の皆様への思いに寄り添いながら、引き続き、取組を進めてまいります。

これらの取組に加え、資源循環型産業の創生、福島県内の自然資源を活用した「ふくしまグリーン復興」の推進、脱炭素まちづくりや地域振興への支援など「福島再生・未来志向プロジェクト」についても、地元の皆様と連携し着実に具体化を進めてまいります。

復興・創生期間も残り2年となりましたが、福島を始めとする被災地の復興は、いまだ道半ばであります。引き続き、被災地の復興・環境再生に向けた取組を、一步一步着実に力強く進めてまいりたいと思います。今日一日しっかりと勉強させていただきたいと思いをします。どうぞよろしくをお願いします。

○浜田復興副大臣 続きまして、福島県の内堀知事からの御挨拶をお願いします。

○内堀福島県知事 皆さん、おはようございます。

本日は、渡辺復興大臣、世耕経済産業大臣、原田環境大臣を始め、政府の皆さんには、年度末のご多忙のところ、福島までお越しをいただき、誠にありがとうございます。

座ってお話しをさせていただきます。

東日本大震災と原発事故から8年が経過をいたしました。去年は、天皇、皇后両陛下の御臨席をいただきました全国植樹祭の開催や、復興のシンボルであるJヴィレッジの再始動、避難指示が解除された地域における医療機関の再開、小中学校の再開など、これまでの取組の成果が着実に形となって現れ、明るい光が一層の強まりを見せてまいりました。

一方で、いまだに4万人を超える方々が避難生活を続けておられるほか、避難地域の再生、被災者の生活再建、廃炉・汚染水対策、風評・風化の問題など、重い課題が山積をしており、福島県の復興は長い戦いとなります。

このような中、先日閣議決定されました、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針において、復興・創生期間後の方向性が示されたことは、今日おられる皆さんを始め、政府及び関係者の方々に本県の実情をしっかりと受け止めていただいたものであり、今後の復興を進めていく上で、大変心強く感じております。改めて皆様に感謝を申し上げます。

国においては、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉の実現、中間貯蔵施設への除去土壌の搬入や特定廃棄物の埋立処分事業の安全・確実な実施、福島イノベーション・コースト構想の着実な推進など、原子力災害に伴う様々な課題に対し、最後まで責任を持って対応していただくようお願いいたします。

また、日頃から復興の最前線で取り組んでいる各団体の方々からの御意見を真摯に受け止め、一層の御尽力をいただきますようお願いをいたしまして、開会に当たっての挨拶といたします。本日は、よろしくをお願いします。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方は、ここで御退席願います。

(報道関係者退室)

○浜田復興副大臣 それでは、本日の議事に移らせていただきます。

本日は、国側、県側からそれぞれの説明の後、意見交換に移ります。

それでは、福島復興・再生に向けた取組状況等について、事務局から説明します。

○復興庁 復興庁でございます。

資料1に基づきまして、福島復興・再生に向けた取組状況について、説明をさせていた

できます。

目次をお開きになりますと本日は2点説明させていただきます。福島への復興・再生に向けた取組についてと、先ほど渡辺大臣からも説明させていただきました「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の見直し、この2点について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。復興・再生に向けた取組でございます。帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっております。

(1) にありますが、避難されている方々、また、帰還された方々が安心して生活ができるよう環境整備を進めております。そのため、ここに書いてありますように住まい、医療、介護、教育、買い物、交通機関等において生活環境整備を進めております。

(2) であります。帰還困難区域につきましては、総理大臣が認定された計画に基づきまして、現在、6町村全てにおいて、除染・家屋解体等の事業が進捗しております。

次のページをご覧ください。避難指示の対象となりました12市町村の厳しい事業環境を踏まえまして、産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組を進めております。まず官民合同チームによります個別訪問等を通じました、きめ細かな支援を実施しております。また、福島イノベーション・コースト構想の推進ということで、技術開発、拠点整備、さらには教育、人材の支援、産業集積を図るというような、それぞれの取組を進めております。引き続いて、昨年12月には分科会を開催いたしまして、県、経済産業省とともに取りまとめをしております、福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真につきまして、関係者の皆様から御意見をいただき、今後の策定に活かしていきたいと考えております。

環境再生に向けた取組については、中間貯蔵施設への搬入、さらには、特定廃棄物等の搬入が進められています。

4ページをご覧ください。今なお残る風評被害対策については、復興大臣が主催しておりますタスクフォースにおきまして、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から情報発信を実施しております。その試みとして、例えば情報発信としてメディアミックスによる情報発信、学校における放射線副読本、これを別途1,450万部小中学生全員に配布し、その活用を進めております。また、「食べてもらう」ということで、昨日、農産物等流通実態調査を発表させていただいております。また、各国に残る輸入規制の緩和・撤廃につきまして、粘り強い取組をしております。一番右下にございますが、今回、初めて復興庁として風評払拭に向けたTVCMを作成し、放映させていただきました。

次のページをご覧ください。2点目であります。基本方針の見直しになります。これは今月8日に閣議決定をしました。復興・創生期間から3年を経過する中で、復興の状況を踏まえ見直しを行ったところであります。1. 基本的な考え方に書いてございますが、地

震・津波被災地域では、復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、取組を進める、福島原子力災害被災地域におきましては、福島の復興・再生は、中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組むとしております。2. 各分野における今後の取組ということで、各項目で書かせていただいております。3. であります。復興五輪と位置づけられております、東京オリンピック・パラリンピック、さらには本年のラグビーワールドカップを通じまして、世界中への感謝、被災地の復興の姿、魅力を国内外に発信していきたいと考えております。6 ページをご覧ください。5. 復興・創生期間後における基本的方向性を今回初めてお示ししました。これまでの施策の総括を行った上で、復興・創生期間後も対応が必要な課題について、今後、対応を検討するとしました。右側にごじます原子力災害被災地域につきましては、検討が必要な課題として地震・津波被災地域に共通する事項のほか、こちらに書いてございますように、事故収束、環境再生、帰還促進・生活再建、産業集積、事業者・農林漁業者の再建、風評払拭・リスクミ関連、地方単独事業等につきまして支援のあり方を検討することといたしました。

(3) といたしまして今申し上げた対応につきまして、施策の進捗状況、地方公共団体の要望等を踏まえて、今後必要な事業を確実に実施できるようあり方を検討しておりますし、(4) の後継組織につきましては、先ほど大臣からも説明がありましたように、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。復興施策の進捗状況や要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討することにいたしました。

以上であります。

○浜田復興副大臣 続きまして、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策、避難指示解除の状況及び福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真について、原子力災害対策本部及び経済産業省から説明させます。

○原子力災害対策本部及び経済産業省 原子力災害対策本部及び経済産業省でございます。

資料2と資料3に基づきまして、御説明させていただきます。

まず資料2、表紙をおめくりいただきまして、1 ページ目でございます。廃炉対策の主な進捗でございます。今年2月、2号機で格納容器の内部調査を実施し、燃料デブリと思われる堆積物をつかみ、動かせること等を確認しました。2019年度中に1号機のデブリ取り出し方法を確定できるよう、2号機の他のエリアや他の号機での内部調査を進めていく予定でございます。

また、使用済み燃料の取り出しにつきましては、3号機の燃料取扱設備で発生した不具合を受けまして、2018年度中ごろに予定していましたが取り出し開始は延期しました。不具合の原因究明を行い、現在、燃料取り出し開始に向けた準備を進めているところでございます。

2 ページをご覧ください。汚染水対策の主な進捗でございます。汚染水対策につきまし



ては、凍土壁やサブドレン等の予防的、重層的な対策により、汚染水発生量は日量約540万m<sup>3</sup>から約170万m<sup>3</sup>に約三分の一に低減しております。今後とも「近づけない」「漏らさない」「取り除く」、この3つの基本方針に基づき着実に取組を実施いたします。

多核種除去設備等により浄化処理された水、いわゆるALPS処理水でございますが、国の小委員会で風評被害などの社会的観点も含めて、総合的に取り扱いについて議論をしているところでございます。昨年8月に開催いたしました説明・公聴会でいただいた御意見についても、順次議論中でございます。今後、小委員会でしっかりと議論を尽くしていきたいと思っております。

3 ページ目をご覧ください。避難指示の解除でございます。大熊町、双葉町の居住制限区域、避難指示解除準備区域では解除に向けた環境整備が進められております。大臣の御発言にもございましたけれども、今月、大熊町との間で大川原地区、中屋敷地区の避難指示を4月10日に解除することを決定いたしました。戻ることを希望される方々が1日も早く安心して帰還できるよう、引き続き、関係省庁と連携して、生活環境の整備を進めてまいります。

4 ページ目でございます。産業の復興に向けた取組でございます。左側、事業・なりわいの再建です。官民合同チームが約5,200事業者を個別訪問し、延べ約2,000社に対して、経営改善などのコンサルティング、人材確保、販路開拓等の支援を実施いたしました。特に人手不足は深刻で、相双地域は、全国平均よりも非常に高い2.6倍という有効求人倍率となっております。引き続き自治体やハローワークと連携し、シニア人材向け合同就職面接会等を実施し、人手不足にきめ細かに対応していきます。また、来年度は官民合同チームの支援対象に新規創業者を追加するなどの取組を進め、地域全体に役立つ再建を支援してまいります。

右側の福島イノベーション・コースト構想の推進でございます。来年度に福島ロボットテストフィールドが全面開所する予定でございます。企業立地につきましても、立地補助金を通じた企業立地数が合計63件と着実に増加しております。また、浜通り地域等の高等学校においても、新たな教育人材育成の試みを実施する予定でございます。

資料3-1でございます。福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真でございます。まず上段にあります検討趣旨でございます。浜通り地域の復興・再生に向けましては、自立的・持続的な産業発展が重要であり、この実現には復興・創生期間後も見据えた取組が必要でございます。昨年夏のこの会議で、大臣から御発言がございましたけれども、内堀知事の御提案を受けて、世耕大臣から申し上げました福島イノベーション・コースト構想の更なる具体化を軸とした産業発展の姿について、骨子案としてまとめさせていただきました。まとめるにあたりましては、15市町村の皆様などから御意見を頂戴いたしまして、福島県、復興庁とともに議論を積み重ねさせていただきました。

上の青色の部分でございますけれども、浜通り地域の現状と目指していく姿でございます。現在、浜通り地域におきましては事業再開、営農再開、新規企業の立地が進みつつあ

り、2020年度までにはロボットテストフィールドや水素製造拠点を始めとする拠点が次々と全面開所してまいります。最先端の実証が始まりつつありますが、一方で地元の皆様からはまだまだ動きが見えない、とのお声を頂戴しております。今後は、こうした具体的な動きを生み出していき、浜通り地域の復興・再生につなげていくことが重要です。浜通り地域は、全国で少子高齢化などの課題が最も深刻な地域となっております。このような複雑化する社会課題をイノベーションで解決する「Society 5.0」実現に向けて、課題に対応する新たな技術の社会実装が必要不可欠でございます。そこで、全国の将来課題や現実の課題となっているこの地域こそがこうした取組を先導するフィールドになると考えております。このため、今後、3つの柱を軸とする福島イノベーション・コースト構想を深化させていきたいと考えております。

1つ目の柱は、浜通り地域をあらゆるチャレンジが可能な地域と位置づけ、そのためのルールや環境整備を進めていきたいと思っております。ロボット、ドローンを始めとする様々な分野で実証プロジェクトや企業誘致を含め、新たなチャレンジの呼び込みを進めていきたいと思っております。

2つ目の柱は、今後の取組の主力を地域の企業が担っていただくこととさせていただきます。先端的な分野の進出と地元企業との連携、これも重要でございますけれども、それに留まらず飲食、宿泊、輸送、施設の整備、こういった様々なサービスを含めまして、地域の皆様が幅広く参画できる構想にしていくことが最も重要だと考えております。

3つ目の柱は、こうした息の長い取組を支えていく人材を地域で育てていくこととさせていただきます。浜通り地域で生まれた若者やこの地域で現在教育を受けている子どもたち、さらには将来の子どもたち、こういった方々が最先端技術に日々触れながら、構想の中核を担っていく人材として育てていく取組を進めていきます。

具体的な取組につきましては、引き続き、福島県、関係市町村の皆様と相談させていただきながら復興・創生期間後のあり方の検討につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○浜田復興副大臣 続きまして、被災地の復興・再生に向けた環境省の取組について、環境省から説明します。

○環境省 それでは、資料4に基づきまして、説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。これまでの歩みでございます。2017年11月に特定廃棄物の搬入を開始でございます。2017年12月には、特定復興再生拠点区域内で、解体・除染工事に着手。2018年3月には、帰還困難区域を除きまして、全ての市町村で面的除染が完了ということでございます。

次のページをご覧ください。中間貯蔵施設への輸送でございますけれども、基本的に10トンダンプで運んでございまして、今月末に全体で258万 $\text{m}^3$ 、全体の2割弱を輸送済みでございます。今年度の目標量である180万 $\text{m}^3$ の輸送を達成してございます。

下の地図の中で、青い市町村が輸送を完了してございまして、来年度以降は、黄色いところ

の市町村の搬入を進めるということでございます。

3 ページをご覧ください。この棒グラフは、実際の輸送量でございまして、今年度末で約260万弱、来年度は400万m<sup>3</sup>を考えてございまして、これによりまして、2021年度までには、おおむねの搬入完了を目指そうと考えているところでございます。

4 ページ目をご覧ください。仮置場でございますけれども、約1,300箇所ございましたが現在900箇所程度に減っております。搬出を完了しました仮置場については、原状回復し地権者とお話ししながら営農再開に結びつける、そういった対応を行っております。それから現場保管している箇所数について、約15万箇所ありましたものが現在では約10万箇所まで進捗を見せているところでございます。

5 ページをご覧ください。中間貯蔵施設でございますけれども、これにつきましては現在、用地の取得でございますけれども全体の約1,600haのうち1,100ha以上でございまして、約7割弱と契約済みという状況でございます。こういったところで受入分別施設ですとか土壌貯蔵施設の整備など進めているところでございます。

6 ページでございますけれども、入ってきたものを再生利用していこうということで工程表を2016年策定でございますけれども、この3月に中間年ということでございまして見直しを行いまして、戦略、それから再生利用の手引きをつくったものでございます。右に書いてございまして、再生資材に投じたものを中に埋めましてその上に土を盛りまして、それを適切な管理の中で利用していこうと、そういったものを方針として見直しを行ったところでございます。

7 ページをご覧ください。飯舘村の特定復興再生拠点区域におきまして、農地の再生をしようということで、現在は除去土壌の再生利用実証事業を行いながら、その具体化を来年以降取り組んでいこうというところでございます。全体が34haというところでございます。

8 ページ目をご覧ください。災害廃棄物の処理でございますけれども、これにつきましては219万トン完了してございまして、9の市町村において仮設焼却場を設置し、来年度中に全ての仮設焼却場の稼働準備が整うというところでございます。

9 ページをご覧ください。処理の関係でございますけれども、「広域連携」を推進、直近では、浪江町においてイノシシの受入が決定されまして、これによって推進を期待するものでございます。また、来月、二本松の仮設焼却施設でも広域処理が開始される予定です。

10ページをご覧ください。既に進めております、富岡町、楡葉町にあります特定廃棄物埋立処分場でございますけれども、2017年に受け入れを開始し、既に約6万袋を受け入れております。固形化処理施設という施設の整備もございまして、これを3月20日に稼働を開始したところでございます。

11ページをご覧ください。特定復興再生拠点区域でございますけれども、昨年、全ての地区で解体・除染等の工事を開始したところでございまして、それぞれ地区によって差は

ございますが、計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指すべくそれぞれ対応を進めているところでございます。

12ページの「福島再生・未来志向プロジェクト」について、福島イノベーション・コースト構想と連携しながら環境省が行っているリサイクルですとか国立公園、特定公園などの推進を踏まえながら福島の復興を支援していこうというものでございます。

以上でございます。

○浜田復興副大臣 続きまして「ふくしま復興・創生に向けて」について、福島県、内堀知事から説明をお願いします。

○内堀福島県知事 それでは、資料5-1をご覧ください。福島の復興・創生を進めていく上で重要な6つの項目について、お話しをさせていただきます。

資料5-1の1ページでございますが、避難地域の復興・再生をご覧ください。下段に紫の囲みがありますがこちらをご覧ください。避難指示が解除された地域では、それぞれの市町村ごとに復興の進捗状況は異なり、日々新たな課題に直面しています。

地域コミュニティの再生、教育・子育て環境の整備、地域公共交通網の構築、鳥獣被害対策の強化など、生活環境の整備を着実に進め、福島12市町村の将来像に描かれた地域の姿を国、県、市町村が連携しながら、一つ一つ実現していく必要があります。

特定復興再生拠点の整備計画を作成した6つの町や村で、除染や家屋解体などの作業が進展しています。5年以内の避難指示解除が確実に実施できるよう、地域の実情に応じた拠点区域の整備を着実に推進していくことが必要です。

帰還困難区域の取り扱いについては、市町村とともに検討を進めることが重要であり、将来的に区域の全てを避難指示解除できるよう、国において、最後まで責任を持って対応いただきたいと思っております。

2ページをお開きください。被災者の生活再建についてであります。いまだ4万人を超える県民の方々が県内外で避難を続けている状況を、重く受け止めなければなりません。

避難生活の長期化に伴い、住まいや心身の健康、今後の生活の見通しなど、避難者が抱える課題は、個別化・複雑化しております。

安定した住まいの確保、医療・福祉・介護サービス提供体制の確保、商業施設等の整備など、安心して帰還することができる環境づくりを推進していくことが重要です。

復興支援員等による見守り・戸別訪問や、全国各地の生活再建支援拠点での相談対応・交流会、心のケアなどの取組の継続が必要です。

教職員の加配、スクールカウンセラー等の継続、子どもの学習支援など、教育環境の整備が必要であります。

3ページをお開きください。風評払拭・風化防止対策についてであります。オンラインショップにおける県産農産物等の売上額が前年度を上回るほか、農産物の輸出量が震災前の水準を超えるなど、これまでの取組が一定の成果を上げています。一方で、県産農産物

の市場価格が全国平均を下回り、価格差が回復をしておりません。また、24の国や地域で、県産食品の輸入規制が継続されるなど、依然として風評が根強く残ります。

また、観光客入込数が回復傾向にありますが、教育旅行は震災前の7割程度にとどまっています。外国人延べ宿泊者数は震災前の水準に回復しましたが、全国的にはインバウンドが右肩上がり大きく増え続けている傾向にあり、その中において本県は厳しい状況にあります。国においても、渡辺復興大臣を始め、在日大使館への県産農林水産物の輸入規制の解除など、様々な取組を進めていただいております。

根強い風評払拭と、急速に進む風化に対し、引き続き、粘り強く取組を継続していくことが重要です。

4ページをお願いいたします。福島イノベーション・コースト構想ですが、構想の中核を担う拠点の整備や、浜通り地域等をフィールドとした様々な実証試験・研究活動が実施されるなど、構想が具体的に動き出しています。

構想に関する取組状況や成果を分かりやすく情報発信しながら、地元企業が幅広く参画できるよう構想の浸透を図り、効果の全県的な波及に取り組むことが重要です。特に構想の効果を最大限発揮するためには、浜通りの企業を支える中通り・会津の企業への具体的な支援が重要であります。

拠点の利活用促進及び安定的な運営、構想を担う教育人材の育成、大学等の研究活動の呼び込み、企業、大学等を対象とした視察ツアーなどを通じた交流人口の拡大などに継続して取り組む必要があります。

5ページをお開きください。産業の再生及び新産業の創出についてです。甚大な被害を受けた福島の地域経済を再生させるためには、事業・なりわいの再生に向けた支援が必要です。

産学官連携のもと、福島新エネ社会構想の実現や県全域における新たな産業の育成・集積に取り組むことが重要です。

医療関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業の集積に向けた支援が必要です。

また、本県の基幹産業である農林水産業の再生のため、避難指示解除後の営農再開に向けた担い手の確保や育成、里山の再生などを始めとした森林・林業の再生、本格的な漁業再開に向けた支援が必要であります。

最後に6ページ、復興・創生期間後の体制・財源の確保についてです。国が責任を持って復興を進めるためには、担当大臣の存在が重要です。大臣の設置とともに、大臣がリーダーシップを発揮できる体制の確保が不可欠です。

復興事業に係る要望の受理、復興予算の一括要求・確保、各府省への配分などこれまで復興庁が担ってこられた総合調整を行う機能等について、引き続き、後継組織においても確保されるようお願いいたします。

集中復興期間、復興・創生期間においては、被災地の復旧・復興のための事業を円滑に実施し、加速化を図るため、平成32年度までの復興期間10年間における財源フレームが示

され、これにより、復旧・復興に専念することができました。復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って、中長期的に復興を進めることができるよう、国、県、市町村との間で認識を共有しながら、安定的な財源をしっかりと確保していただくようお願いいたします。

私からは以上であります。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、皆様に御議論をいただければと思います。

誠に勝手ながら、まずは、こちらから順番にご指名をさせていただきます。なお、発言につきましては、各代表3分をお願いいたします。

最初に、福島県農業協同組合中央会、川上常務理事からお願いいたします。

○川上福島県農業協同組合中央会常務理事 福島県農業協同組合中央会の川上でございます。

農業の立場から意見を申し上げたいと思います。

復興・創生期間後の具体的な方向性のところにつきましては、先ほど御説明いただいたようにしっかりとご検討いただいているということを確認することができました。ありがとうございます。これからも5年先、10年先を見据えながら、それぞれの取組を進めていかなければいけないという立場では何よりも早期にどのような具体的なものがあるのかそういうところも含めて取組についての歩調を示していただければと思います。

その中でご検討いただきたい部分について、被災地域につきましては、帰還がなかなか進まないという中では、担い手の確保ができていないというのが現状でございます。そういう意味では、市町村の枠の中ではなくて、広域的な農業再生が大変重要だと考えているところでございますので、営農再開の支援につきましては、市町村の枠を超えて、広域的な取組をしながら地域の農業が復興できるようなそんな仕組みづくりができるよう御協力をお願いします。併せて人材確保の対策についてもご協力をお願いできればと思っております。

2点目でございます。東京オリンピック・パラリンピックの本県食材提供の関係でございます。こちら福島県におきましては大変ご尽力いただきながら、第三者認証GAPの取得に向けて取り組んでいるところでございます。日本GAP協会から表彰を受けたところでございます。非常に成果が上がってきているというところでございますけれども、風評対策にしっかりと結びつけていくという部分では、1つの契機が東京オリンピック・パラリンピックでの食材提供だと考えているところでございます。準備期間も残り1年となっておりますので、ケータリング会社等に関する情報提供等のマッチング対策について、オリンピック組織委員会への国の働きかけを要望しながらしっかりと活用していただけるような対策をお願いしたいと思っております。

また、このGAPは決してオリパラだけの話ではございませんので、今後、福島のブランド回復に向けた非常に重要なものだと考えているところでございますが、一般消費者の

方々に対する認知度が進んでいないということもございますので国としても流通業者や消費者への周知活動の強化をよろしくお願いいたします。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、福島県商工会議所連合会、渡邊会長からお願いいたします。

○渡邊福島県商工会議所連合会長 国におかれましては、本県の復興に向けて、御尽力いただいていることを厚く御礼申し上げたいと思います。

2019年度予算につきましても、東日本大震災復興特別会計におきまして、帰還困難区域における特定復興再生拠点整備事業、あるいは福島再生加速化交付金を始め、本県の要望を踏まえた予算を計上いただきましたことを心より感謝申し上げたいと思います。

私からは2点、お願いを申し上げたいと思います。

初めに、福島イノベーション・コースト構想の推進についてでございます。先ほど説明がございましたように、県内各地で様々な施設の整備を進めていただいております。引き続き、構想を着実に推進いただくとともに、これが県内全域の企業が参入できる体制、そして、県内品の再生や雇用促進に具体的につなげていただくような青写真をお願いしたいと思います。

あわせまして、南相馬市、浪江町の整備が進む福島ロボットテストフィールドにつきましては先端産業の研究開発への活用を推進いただくとともに、先端産業が集積する近未来のイメージの提示などを通じて、福島県民が構想に対して、具体的に夢と希望を抱けるような仕掛けについても、御検討いただきたいと思います。

福島新エネ社会構想につきましては、浪江町に世界最大規模の水素製造拠点である福島水素エネルギー研究フィールドの整備を進めていただいております。3月5日には、いわき市において、県内初となる商用定置式のいわき鹿島水素ステーションが開所いたしました。こうした次世代エネルギー社会の構築に向けた民間主導の取組につきましても、引き続き、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2つ目につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピックを活用した本県の復興の発信についてでございます。福島県産の食品は先ほどお話しがありましたように、いまだ24の国と地域で輸入規制が続いており、アジア圏を中心に風評被害が根強く残っております。

そのような中、来年に迫った東京オリパラは、理念として復興五輪を掲げていただいております。本県で野球、ソフトボール競技が開催されるなど、観光客がたくさんお見えになることが予想されます。この方々が安心して福島県を訪れることができるよう、県内各地に約900カ所存在する仮置場等から除去土壌を早期に搬出いただきますよう、お願い申し上げます。

また、東京オリパラは、国内外より多くの方が訪れることから、震災、原発事故からの復興の現状や安心・安全を広く発信する絶好の機会と考えております。本県やサッカーの開催地である宮城県のみならず、首都圏においても、東北の復興を積極的に発信してい

なければならぬと考えておりますので、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、あわせて、東北6県商工会議所連合会と連携して東北の代表的な祭りが参加する、東北絆まつりパレードのオリンピック開会式等への参加に向けて要望活動を行っておりますので、国におかれましても、何とぞ御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、相馬地方市町村会、菅野代表からお願いします。

○菅野相馬地方市町村会代表（福島県飯舘村長） 飯舘村の村長の菅野であります。

おかげさまで特定復興再生拠点ということで今、除染・解体が進んでおりますが、集まるごとにそのエリアに入らないところはどうなるのという話があります。今までの復興大臣の話は、拠点整備が全て終わってからまた考えますということですが、それでは13、14年が過ぎてしまうということでもありますので、果たしてそれでいいのかということでもあります。もうちょっと先が見えるような形にしてあげないと、先が見えないことは不安を感じますので、是非それを踏まえた提言をしていただき、こんなふうにしますという話をいただければありがたいと思います。できれば今回の拠点整備と合わせながら進めていただきたい。そんなふうに思っています。

2点目であります。森林除染について、全てできるとは全く思っておりませんが、再生モデル事業をやらせていただいておりますが、モデル事業に終わらないようにするにはどうするかということでもありますけれども、少額でいいですから、10年とか、15年のいわゆる再生交付金、自治体にお任せしますといったほうが、我々は大変ですが里山は生活圏でありそんなこともできるのではないかと考えています。

最後に、今回の原発事故の特異性は、若い人と子どもが戻らないということですから、そうしますとそこをどうするか。先ほど世耕大臣から人材育成という話がありましたけれども、校舎が残っているということでもあります。そうなりますと、戻らないわけでもありますから、大学側の研修施設、宿泊施設、そういうものとしてそこからどう再生するかというのは非常に重要だと思っておりますので、福島再生加速化交付金などを柔軟に使えるようにしていただければと思いますし、昨年でしたか、平成30年度、非常にすばらしいと思いましたが、大学生が我々のところに来るための旅費を出していただきました。是非継続していただき、そういう人たちの力を借りて復興していければと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、双葉地方町村会松本代表からですが、福島県原子力発電所所在町協議会も代表して、お願いいたします。

○松本福島県原子力発電所所在町協議会代表・双葉地方町村会代表（福島県檜葉町長） 檜葉町の町長の松本です。



双葉地方町村会代表として、5点ほど申し上げたいと存じます。

まず1点目であります。復興予算の確保、双葉地方の復旧・復興に向けた施策の推進についてであります。双葉地方では町村ごとに復興の段階が異なりまして、抱える課題も様々であることから、震災前のようなふるさとの姿に戻り復興を成し遂げるためには、まだまだ時間が掛かると考えているところでもあります。多くの課題を解消し「福島12市町村の将来像」に描かれた双葉地方の姿が確実に実現されるよう、中長期的な財源の確保と併せまして、復興庁の単独省庁としての存続など、復興推進体制の継続をお願いしたいと思っております。

次に被災者に寄り添った対応についてでございますが、原子力発電所事故後の風評被害は依然として続いてございます。一方で、震災及び事故の風化の声も聞かれます。事故は収束しておらず、復興は道半ばでございますので、事故発生当時の全町村避難となった状況を思い起こしまして、改めて原点に立ち返り被災者に寄り添った対応をぜひともよろしくをお願いしたいと思っております。

次に、福島イノベーション・コースト構想の次を見据えたロードマップについてでございます。福島イノベーション・コースト構想の実現につきましては、双葉地方の既存産業の復旧、既存産業の連携による成長産業の集積と新産業創出等による雇用の場の創出、人材育成制度の検討・創設などが必要でございます。これらが有機的に結合することにより、本構想が意味を持つものであると考えております。

さらにそれぞれの事業に深みを持たせ、あるいは事業の連携を図ることによりまして、事業の拡がりを持たせるなど、復興・再生のさらなる進展を図っていくことを目的といたしまして、2020年ではなくて、その先の2030年という新たなステージを見据えた復興のロードマップづくりを進めていただけるようお願い申し上げます。

例えば浜通りの市町村で組織的に教育、研究活動を行う大学等を支援する「復興知」を活用した事業では、昨年度から多数の大学等が被災地でのフィールドワークを展開してございます。これは産業振興や人材育成、コミュニティの再生等につながるものという認識でございます。大変期待できる取組でございます。しかしながら、本事業は2020年度までということになってございますので、現在、浜通り市町村それぞれに大学の拠点が設置されているところでございますが、大学と市町村との連携だけではなく、それぞれの拠点が連携を図っていくことが重要でございますので、そのためにも2020年度で事業終了ではなくて、復興庁の後継組織におきましても事業を継続していただけるようお願い申し上げます。

次に、帰還困難区域の取り扱いについてであります。特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された取組の実現に向けて、さらなる支援の充実をお願い申し上げます。さらに復興の進度に応じ、逐次、特定復興再生拠点区域の拡大を図るよう重ねてお願いを申し上げます。同計画の対象となっている区域以外の帰還困難区域につきましても段

階的な全域除染計画を示し、復興が成し遂げられるようよろしくお願いをしたいと存じます。

最後に「ふたばランドデザイン」への支援でございます。双葉地方では、今般、震災前以上の繁栄を遂げられる地域の達成を目指しまして、双葉地方一体となり「ふたばの思いはひとつ」の下、明るい未来の双葉郡を自ら思い描き希望を持って進めていけるよう、目標となる絵姿の検討を進めまして、連携をキーワードとしたふたばランドデザインの中間報告をとりまとめたところでございます。このランドデザインは、長期にわたる構想であることから段階的に様々な分野にわたる国、県等関係機関の理解と協力、そして支援をお願いしたいと考えているところでございます。

続いて、福島県原子力発電所所在町協議会代表として、2点を申し上げたいと存じます。

まず福島第二原子力発電所の廃炉にかかわるプロジェクトチームについてであります。東京電力におきましては、昨年6月に福島第二原子力発電所の全基廃炉の検討に重大な表明を行ったこと、また、7月には小早川社長直轄のプロジェクトチームが発足したこと、この二点につきましては予めから福島第二原発廃炉の要望を行ってきました協議会におきましては大変大きな意味を持つと認識してございます。しかしながら、チーム発足から8カ月以上経過をする中、具体的にどんなことが進められているのか全くわからないということが現状であります。廃炉の具体的な工程を示していただくことをお願いすると同時に同プロジェクトによる検討結果について、国からのしっかりとした指導の下、積極的に公開することを強く要望したいと存じます。

2点目でございますが、廃炉資料館についてであります。昨年11月30日に東京電力廃炉資料館が開館されました。当施設は、世界に類を見ない廃炉に関する貴重な施設であることから、地域住民を始め、廃炉作業の理解をしていただくため、この施設を利活用したわかりやすい情報発信をお願いしたいと思っております。また、3号機燃料取出し作業の遅延や、トリチウム水の処理方法につきましては、地区住民の不安に直結する大変大きな問題でありますから、当施設におきましてもこの問題の払拭につながる取組を行うよう国から強い指導をお願いしたいと思っております。

私の発言は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、福島県町村会、遠藤代表からお願いいたします。

○遠藤福島県町村会代表（福島県鏡石町長） 福島県町村会長の遠藤と申します。

私からは6点申し上げたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、復興庁の後継組織についてであります。後継組織につきましては、今月8日に復興庁と同じような、復興を成し遂げるための組織を置くという閣議決定がされました。後継組織につきましては、渡辺大臣からも担当大臣の設置に前向きなお考えを示していただいておりますので、ぜひとも担当大臣の設置と大臣の下で一元的に復興を推進できる体制の構築をお願いしたいと思っております。

また、福島イノベーション・コースト構想につきましては、本日、お示ししていただきました青写真の骨子案にもありましたが、企業誘致やものづくりだけでなく、農林水産業も含めた幅広い分野で生みだされた先端技術が県全体で活用されるなどの取組による効果が全県的に波及していくことが重要であります。引き続き、浜通りの復興と同時に、県全体の産業発展につながるよう構想の取組を進めていただきたいと思います。

2点目でありますけれども、風評払拭・風化防止についてです。政府は「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づきまして、全国に向けたテレビCMやツイッターなどを活用した情報発信を展開いただいておりますことに改めて感謝を申し上げたいと思います。今後とも国だからこそできる事業を強力に展開いただくとともに、国外に向けた情報発信についても力を入れていただくようお願いを申し上げます。

私の町にも県立農業高校がございまして、昨年、オランダに研修に行っていました。その中で、向こうの大学の30名の方に福島農作物は安全ですかと尋ねましたら、30人中30人が安全でない、安全と思わない、ということでありました。その後、話をして御理解をいただいたということでもあります。これが現実だと思っております。

そのため我々もトップセールスなどの風評払拭に向けた取組を続けていきますので、引き続きご支援をいただきたいと思います。

3点目です。除去土壌等の輸送に係る安全確保についてであります。中間貯蔵施設の整備に伴い、除去土壌等の輸送が激増してきますので、輸送に係る安全の確保をさらにお願いたしたいということです。特に輸送の増加により傷んだ道路の修繕、狭隘箇所等の改良など、道路整備について地元の声をお聞きいただき、しっかりと対応していただきますようお願いをいたします。

また、搬出後の仮置場の原状回復にあたっては、跡地を活用した新たな取組が可能となるよう町村等の意向に沿い、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

4点目です。被災市町村の職員確保に向けた支援についてであります。全国各地で頻発する自然災害の影響などによりまして年々、被災町村への職員派遣が難しくなっているほか、新規採用をしようとしても特に専門職の受験者が集まらないなど、職員確保が課題であるので、職員派遣を始め、職員の確保といった取組に対し引き続き御支援をお願い申し上げます。

また、原子力災害の復興には長い年月を要しますが、職員確保に要する経費については、全額、確実に措置していただきますようお願いを申し上げます。

5点目です。イノシシ等有害鳥獣対策についてであります。イノシシ等の大繁殖によって、農業被害の拡大のみならず、住民の安全・安心も脅かされており、さらに避難指示解除地域では、住民の帰還意欲にも影響が生じております。これまでも駆除に力を入れてきましたがけれども、駆除を担う実施隊のなり手不足、また駆除数の増加に伴いまして処分方法の問題も生じておりますので、狩猟者の育成・確保に向けたさらなる施策の実施や専用処分施設の増設などを図っていただくようお願い申し上げます。

最後、6点目であります。ふくしま森林再生事業についてであります。原子力災害の影響を受けた当県の森林、林業、木材産業を再生するため、現在、多くの町村で当事業を実施しておりますけれども、森林を多く抱える町村では復興期間内で事業を完了できないところがあるため、平成33年度以降も継続していただくよう、お願いいたします。

以上であります。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、いわき市、渡辺副市長からお願いいたします。

○渡辺福島県いわき市副市長 いわき市の副市長の渡辺です。

皆様には、日ごろより、本市の復興に御尽力、御協力、御支援をいただきまして誠にありがとうございます。

先ほどの復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針におきましては、復興・創生期間後におけます、被災者支援、産業・なりわいの再生、風評払拭への継続した支援、枠組み、それらを推進する体制について、お示しをいただきました。引き続き、具体化に向けて御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

私からは、これまでの内容を改めてお願いすることになるかもしれませんが、2点、申し上げたいと思います。

1点目は、被災者の生活支援についてでございます。今でも約2万人の双葉郡の皆様が本市での避難生活を余儀なくされている状況にあります。

また、津波被災地域におきましても経済的な事情など様々な理由によりまして、生活再建がなされていない被災者の方が数多くいらっしゃる状況でございます。こうした避難生活をされている方々を、受け入れる市町村におきまして、適切な行政サービスが提供できますよう、そして、被災者の生活再建を始め、地域コミュニティの再生、心のケア、こうした試みに支援をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、復興にはまだまだ震災前の水準まで回復していない農林水産業、あるいは観光面での風評払拭など様々な課題がございます。それぞれの復興ステージに応じた切れ目のない支援を引き続きお願ひしたいと思います。真の復興に向けまして、避難指示等に係る12市町村の枠組みを越えて浜通り全体、県として捉えていただき、今後具体化されるワンストップで課題解決に取り組むことができる中長期的な体制の下、引き続き強いリーダーシップにより復興を牽引していただきますとともに復興・創生期間後の財源確保についても、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目は、先ほど御説明がありました、福島イノベーション・コースト構想についてでございます。本市におきましても、現在、風力発電施設のメンテナンス産業を柱に、地域の技術力、人材力を高める取組を進めております。浪江での福島水素エネルギー研究フィールドに関連しまして、本市でも商用水素ステーションの開所や20台を超える燃料電池車の導入をしております。そして新年度、燃料電池車や燃料電池バスに対する支援制度を創設するなど、水素利活用推進に向けて、取り組んでいるところでございます。

国におかれましては、福島イノベーション・コースト構想の推進に当たりまして、浜通り地域に整備される様々な研究施設、実証設備が進出する企業と地元企業との連携、あるいは地域人材の育成につながるなど、地域にしっかりと根づき、継続できるようさらに県、市町村、関係機関と一体となって取り組んでくださいますよう、強くお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、会津総合開発協議会、室井代表からお願いいたします。

○室井会津総合開発協議会代表（福島県会津若松市長） 会津総合開発協議会代表を務めております、会津若松市長の室井でございます。

日ごろより、国、県、様々な御支援のおかげで、明るい話題が被災地に届いておりますこと、嬉しく思っております。

今年の冬は雪が比較的少なかったわけではありますが、雪を目指してインバウンドが非常に好調に推移をしてきております。また、国籍を問わずに入ってきていただいております。これは風評被害払拭に努めてきている成果の1つだということで、オリンピックに向けてさらに伸びしろがありますので、取り組ませていただきたいと思います。

それでは、3点について、要望させていただきます。

1点目は、有害鳥獣対策の強化でございます。

2点目は、震災復興特別交付税措置法の継続でございます。

3点目は、若干重複しますが、東京オリンピック・パラリンピック開催における、会津産を含む福島県産食材の使用についてでございます。

はじめに、有害鳥獣被害対策への支援の強化についてでございます。前回の協議会でも要望させていただいておりますが、会津地方においても有害鳥獣被害が深刻化している状況にあります。会津地方では主に、ニホンザルやツキノワグマによる農産物への被害が多い状況にありましたが、近年はイノシシ、ニホンジカによる被害の割合が増えている状況でございます。イノシシやニホンザルのさらなる生息数の増加、生息区域の拡大によりまして、会津地方における被害は今後ますます拡大するのではないかと、大変危惧しているところでございます。

このような状況におきまして、地元では様々な有害鳥獣対策を講じておりますが、お話しがあったように、狩猟者の高齢化、人手不足などもありまして、十分な対応がとれていない状況でございます。つきましては、電気柵の設置は非常に効果がありまして、この設置や追い払い用の花火に要する費用への補助など有害鳥獣対策における支援のさらなる強化をお願い申し上げたく存じます。

続きまして、2点目は、震災復興特別交付税措置及び企業立地補助金の継続であります。復興・創生期間終了後においても、継続した風評被害対策を実施する必要があると考えております。

また、福島復興再生特別措置法の法律に基づく減免及び課税免除について被災地域から継続を要請されておりまして、そのためには、地方自治体への減収補てんが不可欠であることから、復興・創生期間終了後においても震災復興特別交付税措置については、継続していただけるようお願い申し上げます。

さらに産業復興、雇用の場を創出するという意味においては、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、ふくしま産業復興企業立地補助金を継続されるようお願いをしたいと思います。

続きまして、3点目でございますが、東京オリンピック・パラリンピック開催における地元食材の使用でございます。海外に向けた福島県産食材の安全性のPRの機会となるわけでありますので、また、生産者の誇りや自信につながることから、東京オリンピック・パラリンピックの開催期間中、選手村等で提供される食事に会津産を含む福島県産食材の使用をお願いしたいと思います。

最後になりますが、会津地域を含む福島県全体への継続した支援や取組をお願いいたしまして、要望とさせていただきます。

以上でございます。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、福島県市長会、立谷代表からお願いいたします。

○立谷福島県市長会代表（福島県相馬市長） 今日いろいろとお話しを聞かせていただきまして、世耕先生たちのお話しも、地域の皆さんのお話しも大変参考になったところであります。

特に遠藤町村会長さんから、オランダの30人の学生さんが30人とも福島県の食べ物は不安だという話があったのですが、こういう問題は野菜だけではないのです。差別とか、偏見が現実としてあります。これは、子どもたちの成長に悪影響を与えています。相馬でアンケートをやりますと、女子中学生の1割から2割が将来の出産に対して不安があるという回答です。相馬では相当丁寧に放射能教育をやってきましたけども、このような現状です。こんなPTSDはないなと思っております。また、海産物について、国の基準が100ベクレルのところを50ベクレルで検査をやっているんですが、国民の多くは放射線に関する知識が定着していないように感じます。そういった意味で放射能教育をしっかりとやって、副読本だけでは限界がありますので、高校入試に出してくれと随分言ってきたんです。言った成果がありまして、今回、センター入試に出ました。大変喜んでいるのです。放射能に対する理解をしっかりと深めていかないと。

また、相馬市と新地町で運営している公立相馬総合病院にそれぞれの一般会計から多額の繰り出しを計上しました。この原因の1つは、地域の診療圏人口が減ったということです。もう一つは、ドクターが来ないんですね。これはどういうことかと言うと、福島の相馬に行こうとした場合、本人は良くとも、家族の方々が反対するんです。それで来ないんです。これは全国的な風評被害ということになるわけです。ですから、放射能教育の重要

さ、例えばトリチウムの問題におきましても基本的な知識がですね、アルファ線、ベータ線、ガンマ線の違いなどを理解できないと、これはなかなか解決することはできません。

世耕先生とお話しをしたことがありますけれども、復興市場を作りまして、相馬の海産物をどんどん発信、売っていこうと、そういう計画を立てて、官民合同会社をつくります。この官民合同会社には、復興庁に支援をお願いしたいところではありますが、福島県の魚介類は健全であるとアピールするためには、クルーズ船を連れて来る、来た人たちに対して福島県浜通り地域の健全なものを食べていただく、そういうことをやっていこうと思っています。復興市場をどうやって成功させていくか、イベントをやっていくなど地道な努力が必要だと思しますので復興・創生期間が終わっても、風評被害がおさまることはないだろうし、心の問題もそうですし、ここのところはぜひしっかりと御支援してもらいたいところですよ。

もう一つ、被災者の子どもさんたちが心理的に厳しい状態で、心のケア事業というのをやっておりますが、この支援は今後も続けてまいりたいということでございます。

また、震災のときに、仮設住宅の被災者のために中小機構が仮設店舗を作ってくれたんですね。撤去するのにお金が必要なんですけど、一般論としてこれに対する条件が厳しいんですね。つくったのですから、撤去するところまでやってくださいということでございます。

その他、今日もいろんな課題が出てきましたが、総じて言えることはハード事業については大体目途が立つのですが、ソフト事業、あるいは風評払拭、放射能教育、心のケア等々の問題については、10年経っても解決できるものではない。これから国で進めていく福島イノベーション・コースト構想などと一緒になって、雇用創出ができるんだと、豊かさを実感していかないとなかなか復興できないと思っています。

雑駁な話になりましたけれども、よろしく願いいたします。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、福島県議会、吉田議長からお願いいたします。

○吉田福島県議会議長 私からは、組織体制の継続及び財源の確保はもちろんでありますが、被災市町村の行政経営等について述べさせていただきます。

私も地元の議員でありますから、市議会等を通じて被災地の首長さんのお話を伺うわけですけれども、将来の高齢化、人口減少が顕著に見える中で、双葉郡を含め、12市町村は今後の行政経営について非常に不安をお持ちであります。この辺もしっかり踏まえて、私は、そういった時代が到来するのであれば、その前に今、不安を抱えている首長さんと被災地の行政経営の将来について、ぜひとも早い段階でお話しをしながら、国、県としっかりと共有しながら進めていく必要があるのだろうと思っています。まさしくこれも復興・創生期間以降の行政の課題だと思っていますので、よろしく願いをしたいと思います。

また、県全体、県外を含めて、福島イノベーション・コースト構想やスマート農業など、

どんどん進化しております。そんな中で、浜通りで実証した試みを将来この福島県で必ず応用していただきたい。広域の議長の立場からも、県民に反映できるものと思っておりますから、よろしくお願いをしたいと思います。

時間がありませんから、最後に。ようやく明日、大熊インターが開通、それから檜葉のスマートインターが開通して、大熊、そして来年は双葉町。そして復興は、川内、広野、檜葉、そして富岡、葛尾と避難指示解除が北上している状況であります。9割以上の帰還困難区域を抱える大熊、双葉。この地域は復興のスタートラインに立ったばかりであります。その中で、6号線、常磐線、常磐道を含めて、整備が進んでおりますが、帰還困難区域の将来をどうするのかというのは、復興・創生期間以降の大きな課題だと思います。福島県内であって、帰ることができないところがあるという、その表現一つで恐らく風評は継続するでしょう。したがって7次提言や政府の方針で特定復興再生拠点という新たな考え方も出していただきました。今の地域を考えると、各町にインターチェンジがあって、そのインターチェンジはほとんど農地です。農地の規制緩和等、新たな制度で復興・再生というよりは、復興・創生期間が終わった後には、環境回復はほとんど進んでいるわけありますから、開発という視点も必要だと思います。今までの概念を捨てて、廃炉の30年と一緒に歩いていく地域開発が復興・創生期間以降必要ではないかと思っております。

あと、鳥獣被害であります。しっかり考えていかないと非常に怖いです。県全体でこの課題は顕著に見えてきましたけれども、国の道路、県の道路、町村の道路、田畑も荒れ、アスファルトの下は空洞です。この道路網の整備等の予算等も考えると私はざわざわしてきます。これをどこが負担して、どんな形で策定していくのか、鳥獣被害対策の裏側にありますから、これらを踏まえて全体で鳥獣被害対策をしていかないと大変だなと思っております。

長くなりました。残された復興・創生期間内の事業がしっかりできてこそ、その後の福島県があると思っておりますので、それぞれの大臣を始め、今日ご出席の皆様には今後も復興に様々な御支援をいただきますことをお願い申し上げまして、私からの要請とさせていただきます。ありがとうございました。

○浜田復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、皆様からいただきました、御意見や御要望に対しまして、国から回答を申し上げさせていただきます。

まずは、渡辺復興大臣からお答えいたします。

○渡辺復興大臣 ただいま各団体からの御要望はしっかり賜りました。その中で今回は、私からは、内堀知事からいただいたものを中心に、皆様からの御要望に対して回答したいと存じます。

まず避難地域の復興・再生の関係でございますけれども、避難地域の復興・再生についてお答えを申し上げます。避難指示が解除された地域においては、医療・介護体制の確保、教育・子育ての環境の整備、鳥獣被害対策や地域公共交通の構築、地域コミュニティの再



生等、住民の生活環境の整備に取り組むとともに、福島12市町村将来像に掲げられた取組の早期実現に向けて努めてまいりたいと存じます。

また、帰還困難区域については「たとえ長い年月がかかっても、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」という決意のもと、まずは認定された特定復興再生拠点区域の整備を着実に進めてまいり所存でございます。

特定復興再生拠点の区域外については、拠点整備の進捗状況、住民の帰還意向、放射線量の低減状況等を踏まえ、今後、対応を検討してまいりたいと存じます。

次に被災者の生活再建についてお答えをいたします。被災者の避難生活が長期化する中、復興公営住宅の整備等を通じて、避難者の安定的な住まいの確保に努めるとともに、被災者支援総合交付金等により、被災者への見守りや心身のケア、コミュニティの形成等に万全を期すなど、福島県や市町村と連携して、被災者の生活再建のステージに応じて、切れ目なく支援をしてまいります。

次に風評払拭、風化防止対策についてお答えをいたします。震災から8年が経過した今もなお残る風評の払拭に向けて、復興庁といたしましても「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づきまして、福島の復興の現状等を「知ってもらおう」、福島県産品を「食べてもらおう」、福島に「来てもらおう」の3つの観点から、効果的な情報発信に取り組んでおります。

具体的には、例えば2月には、復興庁として初めての取組であります、福島の今を紹介するテレビCMを全国で放送いたしました。

また、私を含め、復興庁の政務が各国の在京大使とお会いし、震災に対する御支援に感謝を申し上げ、被災地の姿をお伝えしております。引き続き、諸外国に対する輸入規制解除に向けた働きかけ、流通実態調査の実施、調査の結果を踏まえた福島県産農産物等の販売促進、観光誘客促進など、政府が一丸となって風評対策に取り組んでまいります。

次に福島イノベーション・コースト構想についてお答えします。この構想は、浜通り地域等での新たな産業基盤の構築を目指す、福島の復興の切り札とっております。今後、地元自治体や関係機関と連携しながら、廃炉、ロボット、再生可能エネルギーや水素といった新エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進、企業立地のさらなる促進、技術開発を通じた新産業の創出、知財の活用、交流人口の拡大、教育、人材育成、周辺環境の整備を加速し、持続的・自立的な産業発展を実現してまいりたいと存じます。その際、将来を担う若い人々が、浜通り地域における新産業に魅力を感じて集まってくるような方策についても、関係者が知恵を出し合って検討する必要があると考えております。

次に産業・なりわいの再生についてお答えいたします。福島県の地域経済の再生に向けて、引き続き、官民合同チームとも連携した事業再開、経営改善、人材の確保等の支援、早期の営農再開及び作付面積等の拡大に向けた支援、森林・林業の再生、漁業の本格的な操業再開に向けた取組を、関係省庁と連携して進めてまいります。

さらに復興・創生期間後の体制や財源の確保について、知事を始め、皆様方から御意見

をいただきました。今月、復興の基本方針の見直し、復興・創生期間内の取組に加え、被災自治体の要望を踏まえ、被災自治体や被災地の方々が安心できるよう、初めて復興・創生期間後における復興の基本的な方向性を示したところでございます。

その中で、後継組織については「政治の責任とリーダーシップの下」で、「復興庁と同じような司令塔」機能を果たす組織を置くこととしたところでございます。今後、復興庁の後継組織のあり方や、必要な財源、震災復興特別交付税といった、復興を支える仕組みについて、基本方針に沿って、復興・創生期間後の対応や必要な事業を確実に実施できるよう、検討を進めてまいりたいと存じます。

福島復興・再生に道筋をつけられるよう、福島の皆様方と一緒に、全力で取り組んでまいりたいと思います。

私からは、以上でございます。

○浜田復興副大臣 続きまして、世耕経済産業大臣から回答をお願いします。

○世耕経済産業大臣 いろいろと貴重な御意見をありがとうございました。できる限り、全部お答えしたいと思います。

川上常務理事、松本町長よりいただきました福島県産品の風評払拭の問題であります。ちょうど昨日、福島県産品の流通実態調査を公開させていただきました。調査結果によりますと、買ったときはなくなっている、また、他県産品との価格差も着実に縮小している。特にピーマンは完全に他県と並んでいるということでありました。ただ一方で、問題点としては、卸とか、仲卸業者が小売店とか、飲食店を過度に気にして取り扱っているという状況も確認されました。実態調査に基づいて、我々は、流通業者等々にさらに強く指導をして、風評の払拭に努めてまいりたいと思います。

海外に対しては、安倍総理を始め、我々が海外の要人と会談をする際に特にその国はまだ規制を設けている場合は規制の撤廃を強く訴えかけて、今、一つ一つやっている状況であります。

また、海外向けのコンテンツも充実させておりまして、8言語で福島のPRコンテンツをネット上で出させていただいております。日本の魅力が一か所に凝縮している福島、日本酒大国福島といったコンテンツを発信させていただいているところであります。

先日、私、東電の小早川社長に会いましたが、東電の販売促進をもっと本格的にやってくれということ強く言いました。東京の高級小売店などでは、今、展開が始まっていますけれども、これをもっと全国的に広げるということを、東京電力としてもやってほしいということをお願いしたところであります。

風評との関連では、科学的根拠に基づいた情報提供が非常に重要であります。立谷市長からお話いただいた教育という観点からも重要だと思っています。経産省、エネ庁のホームページでは、ここでも何回か申し上げていますが、勇気を持って原子力とか、放射線に関する正しい情報をしっかり出していくということをやっています。例えば最近ですと、ALPS処理水の問題が出た際にもトリチウムとは何か、被ばくは何かの

かとか、規制基準を上回っている、上回っていないというのはどういうことなのかということをしつかりとホームページでやらせていただきました。2年間の蓄積というのは結構大きくて、きっちりした情報を出していると、検索エンジンでも取り扱いが上位にきます。今の人はグーグルで検索をして情報を得るのですけれども、その際に、根拠のない情報は下へ行って、我々が出しているきちっとした情報が上位にいるという状況。地道に続けていきたいと思います。

また、風評の払拭に少しでもお役に立ちたいと思っております。去年、会津若松で地域未来牽引企業サミットを開催させていただきました。参加された社長さんたちに大変好評でありました。その後、会津若松を旅行したとか、社員旅行をやったとかいろんな成果も出てきました。こういうことも含めて、できることは全力でやってまいりたいと思います。

松本町長からお話がありました、2Fの廃炉であります。去年6月に東電の小早川社長が内堀知事に報告した廃炉の方向性は、これはもう絶対に後戻りすることがない非常に重要な方向性だと思っています。ただ、2Fの廃炉は人材面のケア、技術面のケア、財源面のケア、これはそれぞれ非常に重要であります。しかも、1Fの廃炉と同時に行っていかなければいけない。言うまでもなく、非常に大変な事業になりますので、東京電力では入念に計画を作っていかなければなりません。

これも、先日、小早川社長にお会いしたときに2Fの廃炉について、福島への復興への貢献という視点から非常に重要ですので関係者とよくコミュニケーションを重ねながら、廃炉の検討を着実にかつできる限り早く進めるように小早川社長に要請をしました。今日、松本町長からありました、何を検討しているかよくわからないということは、重く受け止めました。早速、東京電力には、今何をやっているかということのを地元で説明するようにさせたいと思います。

渡辺副市長からお話がありました、水素の問題であります。来年4月に水素工場が稼働を始めるわけです。東京オリンピック・パラリンピックでいろんな形で活用されるようにしたいと思いますし、一過性のイベントで終わらせるつもりは全くありません。いろいろなエネルギー政策を検討している中で、本命は水素。将来的に水素が必ず重要になると考えていまして、日本における水素社会を世界に先駆けて構築をしていきたいと思っています。先週成立をいたしました来年度予算では、水素関連の研究開発、普及促進のための予算を1.5倍に増やさせていただきました。国としても本気で取り組みます。去年10月に水素閣僚会議、世界初の水素の国際会議を日本が主催をさせていただきました。水素については徹底的に本気で取り組んでまいりますし、その際には、福島が最も重要な拠点になるという思いで進めていきたいと思っています。

渡辺会長、菅野村長、松本町長、遠藤町長、渡辺副市長からお話しをいただきました、福島イノベーション・コースト構想でありますけれども、先ほど御説明をした青写真をもとに、もっと皆様とコミュニケーションをとりながら深掘りを進めていきたいと思っておりますし、特に若い人材が戻ってくる、あるいは新たな若い人材がこの地域に住んでくれる形に

していかなければいけないと思いますし、既存産業との連携を我々は重視をしまして、今日は、時間がないので申し上げられませんでした。幾つもいい事例があります。地場産業と新しく来た企業が組んでビジネス展開をしているという例もたくさん出てきております。また、全県的にも裨益が広がるということも重要だろうと思っておりますので、この点もしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

私からは、以上です。

○浜田復興副大臣 続きまして、原田環境大臣からお願いいたします。

○原田環境大臣 たくさんの御質問、御意見をいただきました。

まず仮置場等からの除去土壌等の早期搬出について、商工会議所連合会の渡邊会長からご意見をいただきました。昨年冬に公表しました2019年度の間貯蔵施設事業の方針におきまして、2021年度までに帰還困難区域を除く福島県に仮置きされている除去土壌等の搬入を概ね完了することを目指すこととしております。2019年度は、年間400万<sup>m</sup>に輸送量を増加させることで仮置場等からの除去土壌等の早期搬出を進めていきたいと思っております。引き続き、地元の皆様の御理解、御協力が不可欠でございますのでよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、輸送に係る安全確保について、さらに仮置場の原状回復についてであります。除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送に関しては、安全確保が何よりも大事なことであります。引き続き、輸送量の増加に対応した舗装厚の改良、狭隘箇所における待避所の設置や工事用道路の整備など、道路管理者と連携して必要な道路交通対策を実施し、安全かつ着実に除去土壌等の輸送に取り組んでまいりたいと思います。

仮置場の原状回復につきましては、除染関係ガイドラインにおいて仮置場の土地を借地した時点の状態に、実現可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本とすると記載されているところであります。原状回復に当たっては、土地所有者の意向も確認した上で、形状復元や機能回復の方法について地元の方々の声を伺いながら進めてまいります。引き続き、関係地方公共団体と具体的に相談しながら、対応してまいりたいと思っております。

次に、拠点外における家屋等の解体・除染について、相馬地方町村会の菅野代表、双葉地方町村会の松本町長からお話しがあったところでございます。帰還困難区域においては、復興再生拠点の計画に基づき、家屋等の解体・除染を進めているところであり、まずは復興再生拠点内の家屋等の解体・除染を着実に進めることが重要でございます。政府として、どのような対応が可能かについては、関係機関と検討を重ねていきたいと考えております。

さらに、環境省の関係でイノシシ、シカなどの鳥獣対策については、あきもと環境副大臣より説明したいと思います。

○浜田復興副大臣 続きまして、あきもと環境副大臣からお願いいたします。

○あきもと環境副大臣 環境副大臣のあきもと司でございます。

本日は、様々な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今ほど、原田大臣からも御発言がありましたように、環境省はこれまでも福島の復興に

関しては、様々な活動や取組をさせていただいておりますけれども、引き続き、被災地の皆様としっかりとご相談させていただきながら、福島の復興・再生に向けて、全力で対応させていただきたいと思っております。

私から鳥獣被害についてでございますけれども、環境省といたしましては、福島県におけるイノシシ、ニホンジカ等の捕獲事業について、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業により支援を行わせていただいているところでございまして、具体的には、事業経費の支援のほか、捕獲の担い手育成に係る経費または捕獲した個体の搬出や処分に係る経費の支援等を行っているところでございます。これらの事業の実施につきまして、是非ともご相談させていただきたいと思っております。

また、帰還困難区域ではイノシシ等の捕獲から処分まで行っているところでございます。今後とも自治体の皆様からいろいろな御要望をいただきながら、引き続き、必要な支援をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○浜田復興副大臣 続きまして、橘復興副大臣から回答をお願いします。

○橘復興副大臣 それでは、3点、お話しさせていただきます。

まず被災地の人的支援についてお話しがございました。被災自治体のマンパワー確保のため、全国の自治体からの職員派遣や被災自治体による任期付職員の採用のために要する経費につきまして、全額国費で支援しているところであります。また、渡辺復興大臣から直接、全国知事会の場で職員派遣の継続や協力の要請を行うとともに、関係省庁と連携し、文書による依頼も行っております。さらに復興庁では、一般の方法により採用した国家公務員の非常勤職員を被災市町村に駐在させ、人材確保に努めております。今後とも総務省等の関係省庁や県とも連携し、様々な形で地域の実情に応じた人材確保対策に取り組んでまいります。

続きまして、鳥獣被害対策でございます。若干重複いたしますが、福島県では県内に約5～6万頭いるイノシシの個体数を抑制するため、新たに改定する「福島県イノシシ管理計画」において、2019年度から2023年度までに、毎年25,000頭を捕獲する目標を掲げることになると承知しております。国におきましても、捕獲活動、捕獲檻わなの購入、担い手のための人材育成、侵入防止柵や焼却施設の整備等を支援しており、今後とも現場の実情を把握して、環境省、農林水産省とも連携をしながら、必要な取組を進めてまいります。

最後に東京オリパラへの対応でございます。幾つか御意見をいただいておりますが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は復興五輪といたしまして、世界から寄せられた御支援に感謝を表すとともに、被災地の復興の姿を世界に発信する大切な機会だと考えております。現在、復興五輪連絡調整会議など様々な場を活用して選手村での被災地食材の活用、復興の状況や被災地の魅力の情報発信など、復興五輪の具体化に向けた検討を進めております。

この中で、福島県を含む被災地の食材の利用拡大を図るべく、積極的な情報発信や働き

かけを行っており、これまでも I O C 調整委員会との公式夕食会の場においてバッハ会長や I O C 役員に直接被災地の食材の良さや安全性を P R するなどの取組を行ってまいりました。今後とも福島県さんとも連携しつつ、復興五輪の成功に向けて努力してまいります。また、本日頂戴いたしました東北絆まつりの開会式等への参加や、取扱ケータリング会社等への情報提供等についてのご要望は組織委員会にお伝えしてまいりたいと思います。以上であります。

○浜田復興副大臣 続きまして、磯崎現地対策本部長から回答をお願いします。

○磯崎原子力災害現地対策本部長 様々な分野の御意見をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど世耕大臣から幅広く回答していただきましたので、私からは何点かに絞ってお話しをさせていただきたいと思います。

避難指示の解除でございますけれども、先ほどお話しがございましたように、今月26日に大熊町、福島県と協議をしまして町の一部地域の避難指示の解除について、4月10日に解除をするということで合意をさせていただきました。今後、速やかに原子力災害対策本部で決定をしてみたいと思っています。

その時に大熊町の渡辺町長から感想をいただいた時に、短いようで長かった、長かったようで短かった、やっとここまで来たという感想がございました。まさにそのとおりだろうと思っております。ただやはり言うまでもありませんけれども、解除は復興のスタートでございますので、これからどう進めていくのかということが非常に重要だと認識をしております。ふるさとに戻りたいと考えている方々が安心していただけるような環境整備について、関係省庁としっかり連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、双葉町においても町の一部地域の避難指示解除に向けて、産業団地の整備や企業の誘致が進められているところでございます。私自身も双葉町主催の企業立地セミナーに参加をさせていただきまして、復興の進捗状況でありますとか、立地を決めた企業がどう思うかこちらに来ることになったのかということについて御紹介をさせていただいたところでございます。今後とも避難指示の解除に向けまして、双葉町のご意見をよく伺いながら進めてまいりたいと思っています。

それから、帰還困難区域の特定復興再生拠点に入ることができなかつたところにつきましては、菅野町長、松本町長からございました。菅野町長からは、長期的、先を見たものを出す必要があるのではないか。あるいは松本町長からは、拡大についてという話がありました。

今後、帰還困難区域の復興・再生につきましては、認定された特定復興再生拠点の除染、インフラ整備を進めていくところでございますけれども、地元に向ってお話しを聞く中でも、拠点外について何とかできないのか、線を引いて入ったところと入らないところというのは大きな差があるというお話しを伺っています。先ほど渡辺復興大臣、原田環境大臣からもお話しがございましたように、何ができるのかということについて、関係省庁とし

っかり連携して検討してまいりたいと思っております。

それから生活再建支援につきましては、昨年の7月に関係府省庁で取りまとめました対応強化策を踏まえまして、被災者への戸別訪問の拡大、専門家の派遣などに取り組んでいるところでございます。これまでなかなか支援を受けることができなかつた被災者の方々に情報をお届けする、あるいは地元自治体がこれまでつながりのなかつた専門家の方々とともに支援策を検討したりするなど、支援の裾野が広がっていると思っております。ただ、被災者の皆様の課題というのは複雑化し、また、個別の支援という状況もあろうかと思っております。引き続き支援が必要な全ての方々に適切なサポートが行えるように、福島県、あるいは避難先の市町村とも連携をしながら一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

立谷市長から仮設店舗等の撤去について話がございました。なかなか要件のハードルが高いというお話をいただきました。これにつきましては、中小機構が整備をして市町村に譲渡をした仮設の施設につきましては、一定の条件に応じて、転居あるいは移設についての必要な費用を補助しているところでございますし、また、被災12市町村につきましては、要件なしで対応できるということでございます。ただ、立谷市長も言われましたとおり、ステージが移っていくにつれて、新たな課題が出てくるということも事実でございますので、個別の事情を伺いながら中小機構に柔軟に対応していくように話をしてまいりたいと思っております。

それから事業・生業の再生につきましては、個別訪問等を通じて、官民合同チームがきめ細かな支援を行っておりまして、例えば大都市圏を中心に展開しておりますホームセンターで販路を開拓、こういった支援でありますとか、個々の商品ではなくて、商品群として販路を確立するという地元のお土産プロジェクト、これがグッドデザイン賞を受賞したということでございます。こういう先行的な事例がございますので、こういった成功事例を他の市町村にも展開していけるように、官民合同チーム、あるいは市町村、商工会、商工会議所と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

最後に、松本町長から廃炉資料館について御意見がございました。私も1月に訪問をさせていただきました。時間が限られた中での視察になったわけでございますけれども、地元との対話の場、双方向のコミュニケーションの一環として広く活用してもらいたいといったような具体的な要望も直接伺っているところでございます。本日いただいた御要望等も含め、東京電力に対しては、地元の声を踏まえて、展示内容や活用方法をさらに見直していくよう求めていきたいと思っております。

今日の御意見を踏まえまして、しっかりと対応させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○浜田復興副大臣 続きまして、古賀総務大臣政務官から回答をお願いします。

○古賀総務大臣政務官 石田総務大臣の代理で参りました、総務大臣政務官の古賀と申します。内堀知事始め、今日お集まりの皆様のこれまでのご尽力には心から敬意を表したい

と思います。

総務省の関係ですと、被災自治体の職員確保についてお話しがございました。それから、復興特交の継続について、それから被災12市町村の行政運営についてご発言がありました。

順次、お答え申し上げたいと思いますが、職員確保につきましては、特に福島については、原発問題という事情から、これからという問題と認識をしております、そういった意味での職員確保は重要な課題です。先ほど橋副大臣からもお答え申し上げましたけれども、総務省におきましては、全国市長会それから全国町村会と連携した中長期派遣スキームを構築しております。

昨年11月には、大臣から、全国の都道府県知事、市町村長に対して、書簡を發出し格段の協力を依頼しました。12月には、それを踏まえまして、平成31年度の職員派遣について、各自治体に要請を行っているところでございまして、引き続き、地方3団体などと連携しまして、人材確保に向けて継続的に取組を進めていきたいと考えている次第でございます。

それから経費につきまして、中長期の派遣職員の受入、復旧・復興業務への対応のための職員採用、いずれも必要経費の全額を復興特交にて手当をさせていただいております。

それから、復興特交の今後の行方につきましても、今後、被災団体の要望などを承りまして、政府全体で、復興・創生期間後の復興を支える仕組みを考えているところでございます。その中で総務省として復興特交をどうしていくか、しっかりと対応していきたいと考えております。

それから、被災市町村における健全な行政運営の継続についてご発言を頂きました。人材の確保ですとか、あるいは復興特交ですとか多様な要素がございまして、人口減少においては普通交付税において特例措置を講じておりまして、こういったことも含めまして復興・創生期間後以降の支援のあり方については、しっかりと対応してまいりたいと思います。引き続き、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○浜田復興副大臣 続きます、濱村農林水産大臣政務官から回答をお願いします。

○濱村農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官の濱村でございます。

農林水産省に対しましても、数多くの御要望をいただきました。真摯に受け止めてまいりたいと思います。

まず初めに、農業関連対策の継続と予算確保に関するご要望についてでございます。福島の原子力災害被災地域につきましては、復興・創生に向けた動きが本格的に始まったところでございまして、中長期的な対応が必要なことから、国が前面に立って取り組んでいく必要があります。このため、2021年度以降の各支援制度のあり方につきましては、本日頂いた御意見や御要望をしっかりと受け止めて、被災地の皆様の気持ちに寄り添いながら、復興庁を始めとした政府全体で検討してまいります。

次に市町村枠を超えた広域的な取組についてでございます。福島再生加速化交付金では、市町村が策定する復興計画に基づく集出荷施設等の整備を支援しておりまして、市町村枠



を超えた広域的な取組についても、関係市町村が共同で計画を作成し申請することが可能となっております。具体的な検討につきまして、御相談を頂戴したいと思います。

次に人材の確保についてお答えします。農業経営法人化支援総合事業によりまして、新規就農や法人化への取組を支援するとともに、農業人材力強化総合支援事業によりまして必要な労働力の確保と労働環境の改善といった、農業の働き方改革に一体的に取り組む地域を支援してまいります。

次に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における、被災地食材の活用についてでございますが、被災地産の食材はもとより国産食材の活用に向けて、大会組織委員会も参加いたします。関係省庁等連絡会議が開催されておりまして、当該会議におきまして、本日頂いた御意見をしっかりと共有させていただき、福島県産を始めとする、被災地産の食材が活用されるようにしっかりと努めてまいります。

また、第三者認証GAPの周知活動に関するご要望でございますが、福島県を挙げて認証取得の推進、周知活動に取り組まれておられることに、敬意を表するものでございます。

農林水産省では、福島県農林水産業再生総合事業によりまして、流通事業者や消費者等を対象といたしましたGAPに関するセミナーの開催等の取組を支援しておりまして、今後ともGAPに対する認知度の向上に取り組んでまいります。

次に有害鳥獣被害対策についてでございます。捕獲の人材を確保するための研修、電気柵設置、焼却施設の整備等につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金、あるいは福島県営農再開支援事業によりまして支援しております。今後とも関係省庁と連携して、しっかりと対応してまいります。

最後でございます。森林・林業の再生に関しまして、農林水産省では、復興庁、環境省と取りまとめた福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組に基づいて、ふくしま森林再生事業を推進しております。復興・創生期間後の取組につきましては、本日頂いた御意見や御要望をしっかりと受け止め、関係省庁と連携しながら検討してまいります。

以上でございます。

○浜田復興副大臣 国からの回答は、以上とさせていただきますが、時間の都合上、回答ができなかったものがございました。具体的には、菅野村長から里山再生事業の交付金に関する事、また、空き校舎の再生利用について御意見をいただきました。また、松本町長からは「ふたばランドデザイン」に対する国の理解と協力について。また復興・創生期間後の復興知事業の継続について。また、立谷市長からは放射線教育について、さらには、復興市場についてご意見を頂きました。これらについてどういう支援ができるのか、関係省庁とこれから相談していきたいと思っております。

それでは、ここで、内堀知事からお願いします。

○内堀福島県知事 大臣を始め、政府の皆さんにおいては我々の思いをそれぞれしっかりと受け止めていただき、真摯な回答をいただきました。本日の協議会で申し上げた課題や意見交換の中で議論があった様々な課題について、一つ一つ解決を進めていくとともに、

今回の未曾有の複合災害の経験・教訓を、国として後世に伝えていくことも必要だと考えております。

また、世耕大臣からお示しをいただきました福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真については、持続的な経済発展により、福島県が前に進んでいくため、中長期的な構想として重要なものであります。復興庁、経済産業省を中心に、具体的な支援について、更に検討を進めていただきますようお願いいたします。

県としても主体的に関わり、国とともに取組を進めてまいります。私たちも全力で復興・創生に取り組んでまいります。政府においては、引き続き、最後まで取組を進めていただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○浜田復興副大臣 それでは最後に、渡辺復興大臣から、締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○渡辺復興大臣 本日は、皆様の率直な御意見を賜り、ありがとうございました。

本日いただいたご意見を真摯に受け止めてそれを実現していく、これが我々の仕事だと思っております。このような機会をまた設けて、皆様の意見を踏まえて復興・創生をしていきたい、そのように思っております。福島の再生なくして、日本の再生なし、そういった気持ちを持って福島の再生に全力で取り組んでまいります。

そして、私自身は現場主義を徹底してまいりたいと思っております。現場を見ずして、それぞれの地域の状況はわかりません。しっかりと被災者に寄り添った形で進めてまいりたいと思います。

復興・創生期間後についてもしっかりと対応できるように対策を進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも皆様の変わらぬ御支援、また、意見交換の場において率直な御意見を賜りますように、心からお願いを申し上げたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げまして、私の最後の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○浜田復興副大臣 ありがとうございました。

本日の会議資料につきましては、全て公表とし、また、議事につきましても、ホームページにおいて速やかに公表させていただきます。会議の内容につきましては、この後のぶら下がり記者会見において、渡辺復興大臣からブリーフィングを行います。

本日の会議は、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。